

議案第3号

あきる野市消防団員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）に基づき消防団員の処遇改善を図ることから、現行の出動手当を出動報酬に改め、同報酬額を出動、訓練その他の活動の実態に応じたものに変更するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市消防団員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市消防団員の給与及び費用弁償に関する条例（平成7年あきる野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「・手当」を「及び手当」に改め、同条中「、手当」を「及び手当」に改め、同条の表を次のように改める。

区分		支給単位	金額
報酬	年額報酬	団長	年額 296,500円
		副団長	年額 226,500円
		分団長	年額 162,000円
		副分団長	年額 108,000円
		部長	年額 90,000円
		副部長	年額 80,000円
		班長	年額 72,000円
		団員	年額 63,500円
		機能別団員	年額 15,000円
	出動報酬	災害出動（4時間以上）	1回 8,000円
		災害出動（4時間未満）	1回 4,000円
		警戒出動	1回 3,500円
		訓練出動	1回 3,500円
		その他の出動	1回 3,500円
手当	機関員手当	年額 6,500円	

第3条の見出し中「手当」を「報酬及び手当」に改め、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項ただし書中「月割」を「月割り」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 出動報酬は、その出動回数に応じ、4月、7月、10月及び翌年1月にそれぞれの前月までの分を支給する。
- 機関員手当は、4月から翌年3月までの年額とし、同月に支給する。ただし、在職1年に満たない者については、月割りにより支給する。

第4条第3項中「支給」を「支給方法」に、「前条第3項の出動手当」を「あきる野市職員の旅費に関する条例（平成7年あきる野市条例第32号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市消防団員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の出動に係る報酬について適用し、同日前の出動に係る報酬については、なお従前の例による。